

## 三浦市立病院看護師等奨学生募集要項

申請受付期間 2月2日（月）～2月25日（水）

選考日 3月8日（日）

三浦市立病院

三浦市立病院では、将来、看護師として当院で働きたいと思っている方に奨学金の貸付けを行います。

## 1 貸付要件

看護師養成施設に在学する者で次に掲げる条件を備えたものに奨学金を貸し付けます。なお、今回の募集では准看護師養成施設在学者は対象外とさせていただきます。

- (1) 成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康であること。
- (2) 養成施設を卒業した後、看護職員として三浦市立病院に勤務する意思を有すること。

## 2 奨学金の額

月額 100,000円

ただし、通信制の看護師養成施設の場合は、月額60,000円とします。

## 3 貸付けの始期

令和8年4月

## 4 奨学生の選考

選考（書類審査・面接）によって奨学金の貸付けを受ける者を決定します。

※ 三浦市立病院の職員として採用されるためには、改めて採用試験を受け、合格する必要があります。

## 5 募集人数

若干名

## 6 応募方法

### (1) 提出書類

ア 奨学金貸付申請書（第1号様式）

※ 連帯保証人は、成年者2人とし、そのうち1人は、奨学金の貸付けを受けようとする者の親権者又はこれに類する者としてください。

イ 履歴書（写真添付・市販のもの）

ウ 戸籍抄本

エ 在学証明書

※ 令和8年4月に養成施設に入学する者は、当該施設の入学許可証等の写しを提出してください。

オ 成績証明書

※ 養成施設の在学期間が1年未満の者にあっては、養成施設に入学する直前の学歴における卒業年次のものを提出してください。

## (2) 提出方法

### ア 持参する場合

三浦市立病院事務局総務課へ持参してください。受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除きます。）です。

### イ 郵送により提出する場合

「普通簡易書留郵便」により、三浦市立病院事務局総務課あて送付してください。  
（2月25日必着）

## (3) 申請受付期間 2月2日（月）～2月25日（水）

## (4) その他

ア 提出書類は、返却しません。

イ 選考日当日は、自家用車での来場は可能ですが、駐車料金（1時間/200円）が  
かかります。

## 7 選考日及び選考内容

### (1) 選考日

選考日	日 程	場所（予定）
3月8日（日）	受付時間 午前9:00～午前9:15 着席 午前9:15 選考開始時間 午前9:30 終了予定時間 正午頃	三浦市立病院 2階会議室

### (2) 選考の内容

区 分	内 容	試験時間
面 接	個別又は集団面接（人物評価）	20～30分間

## 8 合格者の決定及び発表

選考の結果について総合的な判断を行い、合格者を決定します。合否の結果は、申請者全員に文書で通知します。（電話での問い合わせはお断りします。）

## 9 誓約書の提出

選考に合格し、貸付けの決定を受けた者は、連帯保証人と連署した誓約書を提出していただきます。

## 10 奨学金の返還

(1) 養成施設を卒業後、奨学金の全額を返還していただくことが原則です。ただし、三浦市立病院の職員採用試験に合格し、常勤職員として採用された場合は、11・12に記載されている内容で返還の猶予及び免除を受けることができます。

- (2) 三浦市立病院の職員採用試験に不合格となった場合は、奨学金の全額を返還していただくことになります。

## 11 奨学金の返還猶予

養成施設卒業後、三浦市立病院の職員採用試験に合格し、常勤職員として看護職員の業務に従事している期間は、奨学金の返還が猶予されます。

## 12 奨学金の返還免除

養成施設卒業後、三浦市立病院の職員採用試験に合格し、常勤職員として採用された方は、奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間、看護職員の業務に従事したときは、返還を免除されます。貸付けを受けた期間に相当する期間を勤務しないで退職する場合は、奨学金の全額を返還していただくことになります。

## 13 貸付けの休止

奨学生が養成施設を休学した場合及び留年した場合は、奨学金の貸付けも休止します。

## 14 貸付けの廃止

次の事項に該当する場合は、奨学金の貸付けを廃止し、奨学金の全額を返還していただきます。

- (1) 養成施設を退学し、又は退学させられたとき。
- (2) 奨学生であることを辞退したとき。
- (3) 心身の故障のため養成施設を卒業する見込みがないと認められるとき。
- (4) 停学の処分を受けたとき。
- (5) 学業成績又は性行が不良であって、養成施設を卒業する見込みがないと認められるとき。
- (6) 虚偽、その他不正な方法により奨学金の貸付けを受けたことが明らかとなったとき。
- (7) その他奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

## ○問い合わせ・書類郵送先

〒238-0222 三浦市岬陽町4番33号

三浦市立病院事務局総務課

TEL 046-882-2111 (内線 5101・5102)

E-mail:byouin0101@city.miura.kanagwa.jp